

市民活動サポートセンター公衆無線 LAN 利用規約

平成 26 年 1 月 1 日施行

1 規約の遵守

(1) 本サービスの利用者は本規約に同意したものとみなします。

2 提供するサービス

- (1) 別表の施設で公衆無線 LAN を利用してインターネットに接続することができます。
- (2) 本サービスの利用可能時間は設置施設の開館時間内とします。
- (3) 本サービスの利用料金は無料です。
- (4) 本サービスの管理責任者は市民活動サポートセンター館長とします。

3 利用者の責務

- (1) 本サービスを利用する場合は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」を遵守してください。
- (2) 本サービスを利用しての犯罪及び迷惑行為を禁止します。
- (3) 本サービスを利用してのインターネット上の有料サービスは、利用者の負担になります。
- (4) 他の利用者の迷惑にならないよう、機器の音声は消音の上ご利用ください。

4 機器の使用

- (1) Wi-Fi 機能搭載 PC 等とその電源、インターネット閲覧用ブラウザ、認証メール受信環境は利用者にてご用意ください。
- (2) 本サービスの利用に関する設定等の技術的な相談、代行は行っておりません。
- (3) その他の利用方法については管理責任者の指示に従ってください。

5 セキュリティ対策

- (1) 本サービスへ接続した機器のセキュリティ対策は利用者で行ってください。
- (2) 本サービスへ接続した機器同士の通信を禁止することにより、利用者間でのセキュリティを確保しています。
- (3) 本サービス利用中のコンピューターウイルスやスパイウェアの感染等につきましては一切責任を負いません。

6 保証の否認

- (1) 本サービスは十分な通信速度を保証するものではありません。
- (2) 本サービスのセキュリティ対策は、盗聴等を完全に防ぐものではありません。
- (3) 本サービスを通じて得る情報の正確性等についていかなる保証もしません。

7 サービスの変更・中止・廃止

- (1) 利用者が本規約に違反した場合、または利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合は、利用を中止していただきます。
- (2) 本サービスは利用者に予告することなく中止することがあります。
- (3) 本サービスは利用者に予告することなく廃止することがあります。

8 免責事項

- (1) 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について横須賀市は一切責任を負いません。
- (2) 本サービスの中止、廃止により被った損害について横須賀市は一切責任を負いません。
- (3) 管理責任者は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限することができます。

別表

利用施設	利用場所	利用可能時間
市民活動サポートセンター 横須賀市本町 3-27	交流サロン ミーティングスペース	9:00～22:00

- (1) ただし、施設の休館日を除きます。また、イベント開催時においては、利用可能時間はこの限りではありません。
- (2) 電波状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合があります。